

欧州委員会、標準必須特許（SEP）に係る専門家グループの立ち上げを開始

2018年7月9日
JETRO テックセントル事務所

欧州委員会は、標準必須特許（SEP）に係る専門家グループ（以下、「専門家グループ」という。）の立ち上げを開始した。

この専門家グループについては、欧州委員会が昨年11月にSEPに係るコミュニケーションを公表しており、この中で、産業界でのライセンシング実務、有効な知的財産価値評価、及び、FRAND条件の決定に係る専門知識を深めるべく、専門家グループ(expert group)を設置する旨言及していたところであった。これを受け、7月5日、専門家グループの立ち上げに係る欧州委員会の決定（以下、「欧州委員会の決定」という。）が示されたところである。

欧州委員会は、現在、8月20日を締切りとして専門家を公募しており、専門家の人数は最大15名で任期は2年（再任可）とされる一方、具体的な任命時期は示されていない。また、欧州委員会の決定によれば、専門家のタスクとして以下の4点が定められている。

- (a) SEPに係るライセンシング及び価値評価の分野における専門知識及び実務知識の交換を円滑にすること¹
- (b) SEPに係るライセンシング、知的財産の価値評価、及び、FRANDライセンシング条件の決定に係る産業界の実務に関し、必要な経済的・法的・技術的専門知識を欧州委員会に提供すること²
- (c) SEPライセンシング市場を監視し、円滑で効率的かつ効果的なSEPライセンシングのためのバランスのとれたフレームワークを確保するために必要な政策的対応について情報提供し、欧州委員会を支援すること³
- (d) 欧州委員会が公表したSEPに係るコミュニケーションに沿ったライセンシング及び価値評価実務に関する情報を収集し、欧州委員会を支援すること⁴

¹ 原文は以下のとおり：“(a) to facilitate an exchange of experience and good practice in the field of licensing and valuation of Standard Essential Patents (“SEPs”);”

² 原文は以下のとおり：“(b) to provide the Commission with the necessary economic, legal and technical expertise regarding evolving industry practices related to the licensing of SEPs, the sound valuation of intellectual property, and the determination of FRAND licensing terms;”

³ 原文は以下のとおり：“(c) to assist the Commission in the monitoring of SEP licensing markets to inform any policy measures that may be required for ensuring a balanced framework for smooth, efficient and effective licensing of SEPs;”

⁴ 原文は以下のとおり：“(d) to assist the Commission in obtaining information on licensing and valuation practices in accordance with the Communication from the Commission on Setting out the EU approach to Standard Essential Patents.”

－ 欧州委員会のウェブサイトは、以下参照 －

[Commission Expert Group](#)

[COMMISSION DECISION of 5.7.2018 setting up a group of experts on licensing and valuation of standard essential patents](#)

－ 欧州委員会の専門家グループに関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧洲委員会、知的財産権保護及びイノベーションの強化に係る対策を公表（標準必須特許（SEP）に係るガイダンスを含む）（2017年11月29日）（PDF）](#)

(以上)